

出産費用に係る消費税の徴収誤りについて（第2報：相談窓口設置）

このたびは、多くの皆さま方にご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。

誤って徴収した消費税相当額について、返金の手続きを円滑に進めるため、病院内に専用の「相談窓口」を設置いたしました。ご不明な点などがありましたらお問い合わせいただきたいと思います。

◆相談窓口	電話番号	076-231-2303（専用）
	時間	午前8時30分～午後5時15分 （土・日・祝日を除く）
	担当	山村、酒尾

対象経費

今回、返金算定の対象となるのは、分娩セットや病衣、おむつなど出産に係る費用のほか、母乳外来（出産後2ヵ月以内）に係る費用です。

なお、入院料、分べん料、検査・薬剤料、個室料などは、従来から非課税として取り扱っており、今回の対象には含まれません。

返金手続き

返金に向けては、今後、以下の手順を進めていくこととしていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○平成30年1月1日から令和3年12月23日までの間に出産入院等された方

- ・7月を目途に、返金額を記載した案内文書をお送りすることとしています。
- ・口座振込により返金させていただきますので、お手数でも同封した書類に振込先等をご記入いただき、当院あて返送願います。
- ・返送いただいた書類が到達後、速やかに入金の手続きをとらせていただきます。

○平成3年10月1日から平成29年12月31日までの間に出産入院等された方

- ・会計システムの更新等により詳細なデータが残っていないため、お手数でも当時の領収書（明細書）の有無をご確認いただいた上で、「相談窓口」あてにご連絡願います。
- ・「相談窓口」では、下記の情報をお伺いさせていただきます。
 - お母さん（氏名、生年月日、住所、電話番号、出産年月日、患者ID）
お子さん（氏名、患者ID） ※患者IDは診察券に記載されています

<当時の領収書（明細書）をお持ちの場合>

内容を確認させていただいた上で返金額を算定し、ご案内の文書をご自宅にお送りします。

<お持ちでない場合>

お伺いした出産年月日等から受診状況を診療録等で確認させていただき、ご利用当時の対象品目や料金、税率をもとに返金額を算出した上で対応させていただきます。

- ・返金は口座振込により対応させていただきますので、郵送します書類に振込先等をご記入いただき、当院あて返送願います。
- ・返送いただいた書類が到達後、速やかに入金の手続きをとらせていただきます。
- ・なお、対象となる方が多いことから、確認作業や返金手続きに一定のお時間を頂戴することもあります。ご了承ください。

令和4年6月1日